

監事監査報告書

令和2年5月19日

学校法人 筑紫女学園
理事会・評議員会 御中

学校法人 筑紫女学園

監事 蔵 健一郎 
監事 添島 浩 

私たちは、学校法人筑紫女学園の監事として、私立学校法第37条第3項、学校法人筑紫女学園寄附行為第15条及び学校法人筑紫女学園監事監査規程並びに令和元年度監事監査計画に基づき、同学園の令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)における学校法人の業務及び財産状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは、監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、また、令和元年度監事監査計画に基づきヒアリングを行い、必要に応じて意見を述べるとともに、会計監査人から、重要事項についての報告を受けて意見の交換を行うなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人筑紫女学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細書及び基本金明細書を含む。)並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないことを認めます。

以上